

令和4年7月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和4年7月8日（金） 午後1時30分から午後2時23分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志	6 番 本山圭司
	7 番	高木修治	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番 中畑昇
	11 番	池田勝美					
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（17名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	大城戸一義	福山修	深草哲夫
中嶋孝	山下栄次	浦部俊一	井島武士	牛島宣雄	竹下孝昭	有富博明
落合修	石原寛之	吉永剛				
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（0名）
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
報告第1号	和水町農業委員会事務局職員の異動について
報告第2号	中途解約通知書について
報告第3号	許可不要転用届について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（4名）

事務局長	上原 克彦
庶務係長	荒木 健一
参 事	西川 佳孝
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 上原

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和4年7月 和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

—— 会長挨拶 ——

みなさん、改めまして「こんにちは」。
6月に梅雨入りし、梅雨が明ける頃となりました。
今年は水不足ではありましたが、田植も無事終わり、後は収穫を待つのみとなりました。
コロナも流行しています。
皆さんも健康管理に気をつけて、お過ごしください。

事務局 上原

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

本日の議事録署名委員は、9番山崎委員と10番中畑委員をお願いします。
今回は7月1日付で人事異動がっておりますので、先に報告第1号から行っていただいて、その後に議事に入りたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 資料の確認 ——

報告第1号

それでは、7月1日付けで人事異動がありましたので、議案の前に職員の紹介と合わせて報告させていただきます。
総会資料の7ページを御覧ください。

今回の人事異動で、「庄山参事」につきましては農業委員会の兼務が外れました。
また、農林振興課との兼務になりますけれども農業委員会へ来られました「荒木係長」には、自己紹介を兼ねまして一言ご挨拶をお願いしたいと思います。
それでは「荒木係長」をお願いします。

事務局 荒木

—— 荒木係長の挨拶 ——

皆さんこんにちは。
7月の異動で農業委員会事務局にまいりました荒木です。
農林振興課との兼務ではありますが、事務局の仕事も頑張りたいと思います。
これからよろしくをお願いします。

議長 有働

5 議事

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。
新型コロナウイルスの感染者も確認され続けておりますので、速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

所有権移転の整理番号1 熊本市の譲渡人から岩の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号2 東吉地の譲渡人から中和仁の譲受人へ（売買）

使用貸借権設定の整理番号1 津田の譲渡人から平野の譲受人へ（使用貸借）

当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合します。

第1号議案にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、すべて原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。

申請書添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 駐車場（売買）

申請地は、原口にある農地です。

譲受人は、申請地の近隣にある法人で、今回、大型車両と従業員の駐車場として転用されるものです。

申請地北側の道路に合わせ、60cm程度盛土造成し、砕石を敷かれる予定です。

給水施設については、駐車場のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。雨水については、自然浸透を基本とし、余水は申請地西側に集水升を設置し、北側道路側溝へ排水されます。また、申請地西側の宅地へ余水が流れ込まないように、申請地の西側にブロックを2段積まれます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産力の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、施設に隣接して設置されるため代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和4年12月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、駐車場であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて整理番号2です。

整理番号2 事務所（賃貸借）

申請地は、県道玉名立花線沿いの板楠にある農地です。

譲受人が使用する事務所として、令和5年7月31日までを一時転用されるものです。

給水についての計画はありません。雨水については自然浸透を基本とし、余水については申請地東側の県道側溝へ排水します。

生活雑排水は事務所のため発生しません。トイレは簡易トイレを設置し汲み取りを行うため汚水もありません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農用区域内にある農地ということで「農振農用地」に該当し、土地の代替性がなく、1年間の賃貸借後は表土で覆い畑として再び利用する計画であるため一時的な利用と判断します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、許可後着手し、令和4年9月30日までに完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、平屋建ての事務所であるため、周囲への日照、通風の影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて整理番号3です。

整理番号3 進入路・駐車場・転回スペース（贈与）

申請地は、県道玉名立花線沿いの板楠にある農地です。

譲受人は、町内の賃貸住宅で生活していますが、申請地北側の宅地に居住予定で

あり、宅地には駐車場が整備されておらず、申請地を駐車場、転回スペースとして転用されるものです。

給水は、進入路、駐車場、転回スペースのため必要ありません。雨水は自然浸透を基本とし、余水は申請地東側の側溝へ排水されます。生活雑排水、汚水も進入路、駐車場、転回スペースのため発生しません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する区域内にある農地」ということで「第3種農地」に該当するため代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年7月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲に農地はなく、駐車場として使用するため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

第2号議案の事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
初めに整理番号1について、4番菊川委員の報告をお願いします。

4番 菊川委員

整理番号1について、4番菊川が報告します。
7月4日に、私と事務局で現地確認を行いました。
申請地は、原口にある畑で、現地は野菜が作付けしてありました。
給水施設については、駐車場のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。雨水は自然浸透を基本とし、余水は申請地西側に集水升を設置し、北側道路側溝へ排水されます。また、申請地西側の宅地へ余水が流れ込まないように、申請地の西側にブロックを2段積まれます。申請地の周囲に農地はありますが、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。
続いて整理番号2について、8番池田弘昭委員の報告をお願いします。

8番
池田弘昭委員

整理番号2について、8番池田が報告します。
6月27日に、私と事務局で現地確認を行いました。
申請地は、板楠の県道玉名立花線沿いにある畑で、現地は保全管理してありまし

た。

給水についての計画はありません。雨水については自然浸透を基本とし、余水については申請地東側の県道側溝へ排水されます。

生活雑排水は事務所のため発生しません。トイレは簡易トイレを設置し汲み取りを行うため汚水也没有ありません。

申請地の周辺に農地はありますが、平屋建ての事務所のため、周囲への日照、通風の影響はほとんどないと考えられます。

令和5年7月31日までの賃貸借終了後は、表土で覆い再び畑として利用されるということです。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。

続いて、整理番号3について、8番 池田弘昭委員の報告をお願いします。

8番
池田弘昭委員

整理番号3について、8番 池田が報告します。

6月27日に、私と事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道玉名立花線沿いにある農地で、現地は保全管理してありました。

給水施設については、駐車場のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。雨水は自然浸透を基本とし、余水は申請地東側の既存側溝へ排水されます。申請地の周囲に農地はなく、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号につきましても、何か質問等がありましたら、お願いします。

2番 金栗委員

質問します。議案第2号の整理番号2について、農地面積と施設面積が違っているのはどうしてですか。

事務局 西川

施設面積は、借り入れた農地の内、事務所面積を記載しています。

議長 有働

ほかに質問はありませんか。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画等について」を、議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農用地利用集積計画等について」

申出人及び土地の所在地等については、議案の4ページから6ページをご覧ください。

4ページ、5ページが賃貸借権の設定、6ページが所有権移転となります。

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしています。

議長 有働

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。
議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号については、原案のとおり許可することに決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

議長 有働

無いようですので、報告第2号、第3号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

報告第2号「中途解約通知書について」

農地の中途解約の通知が4件ありました。全て、貸し手・借り手の双方合意による解約です。通知者及び土地の所在地等については、総会資料の8ページをご覧ください。

報告第3号「許可不要転用届について」

許可不要の転用届出が1件提出されています。町が行う河川工事の搬出土の受入地としての農地転用となっています。

届出人及び土地の所在地等については、総会資料の9ページをご覧ください。

以上で、報告を終わります。

事務局 上原

報告第3号について補足します。

農地を農地以外の用途に使用する場合は、転用許可申請書を提出して県の許可を得る必要がありますが、報告第3号は町の公共事業なので許可不要となっています。

許可不要ではありますが農業委員会へは届け出が必要なので、総会においては報告事案ということで説明をしております。

議長 有働

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
進行を事務局へお返しします。

事務局 上原

有働会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の10ページを、ご覧ください。

事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和4年7月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 9番 _____

署名委員 10番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 9頁